

平成 29 年 11 月 22 日
子 供 未 来 局

児童相談所の概要及び学校との連携について

1 児童相談所の概要

(1) 概要

児童相談所は、児童に関する各般の問題に関して、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題または児童のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行うことにより児童の福祉の向上を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的としている。

(2) 主な業務

①児童相談業務

子供に関する家庭その他からの相談を受け、専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、援助指針を定め、自らまたは関係機関等を活用し一貫した子供の援助を行う。

②児童虐待対応業務

児童虐待に関する相談や通告・通報等に対応している。児童虐待相談に対応するため児童虐待対応を専任で行うチームを 6 名体制で編成し、虐待事案の初期調査、保護者指導等を行っている。

③一時保護業務

棄児、迷子や家出をした児童、虐待、非行等の理由で保護者に監護させることが不適当な児童を一時的に保護し、家庭環境等の調査や心理診断、行動観察等を行う。

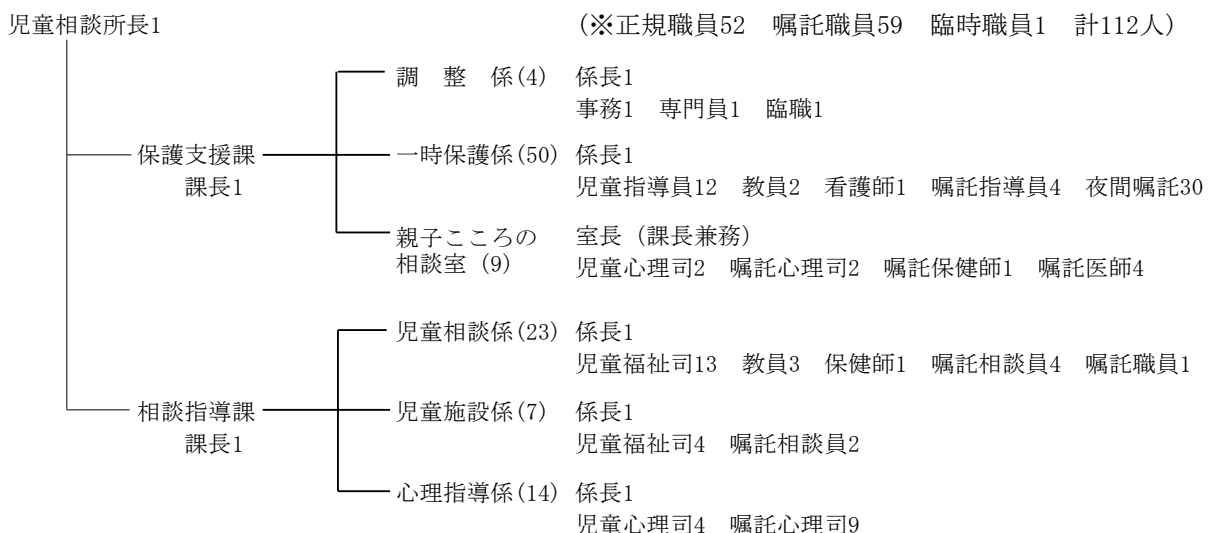
④里親委託業務

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託している。

⑤親子こころの相談室業務

こころの問題を抱える子供と家族を対象に、嘱託医、児童心理司、保健師等が児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。

(3) 体制（平成 29 年 4 月 1 日現在）



2 学校との連携

- ① 当所の相談対象児童は小中学生の割合が約半数を占めるため、特に学校とは、当所属の行政教員を中心に日頃から密接な連携を図り、児童に関する情報のやりとりを行っている。
- ② 学校での児童の様子から虐待が疑われる児童等について相談や情報提供を受け、必要の都度職員が学校へ出向いて一時保護を含めた適切な対応を行っている。
- ③ 青少年対策六機関合同会議や要保護児童対策地域協議会等を活用し、市教委や学校職員と日常的に情報の共有や顔の見える関係の構築に努めている。
- ④ 学校職員対象の研修会等において虐待が疑われる場合の対応等について説明・依頼したり、出前講座等に出向くなどして児童相談所の業務概要や学校との連携方法について事例を示しながら周知している。

※なお、子供や家庭をめぐる問題は、年々複雑・困難化しており、市教委や学校のほか、警察、病院、保育所、区保健福祉センター、アーチル等各種関係機関との連携が不可欠となっている。

3 現状と課題

①年々増加し複雑化する児童虐待相談への対応強化

様々な背景により、児童虐待に関する相談件数の増加とともに相談内容が年々複雑・困難化しており、人員体制の整備とともに支援の質の向上が求められている。

②一時保護児童の家庭復帰に向けた支援強化

家庭環境等に複雑な背景を抱えている事案の増加により、家庭復帰に向けた調整に時間を要したり、施設へ措置せざるを得ない案件も多く、より手厚い支援が必要となっている。

③里親への委託促進

国の方針では、社会的養護が必要な児童の措置先として家庭的な環境に近い里親等への委託割合の増加が求められているが、里親への委託は伸び悩んでおり、保護者との合意形成や里親登録者のスキルアップが不可欠となっている。

4 今後の方向性

①年々増加し複雑化する児童虐待相談への対応強化

これまで、顧問弁護士との契約や、福祉職職員の配置、教員の増員、警察OBの配置などにより体制の充実を図ってきているが、今後とも人員体制の整備を図るとともに、外部講師等による研修を実施することなどにより職員の資質向上に努めていく。

②一時保護児童の家庭復帰に向けた支援強化

保護者の家庭の問題に向き合い、保護者支援にも力を入れ、可能な限り家庭復帰を促していく。また、児童自身の抱える問題も多様化しており、長期的視点に立ち、学校とも連携しながら家庭復帰後も必要に応じ継続的な支援を行う。

③里親への委託促進

各児童養護施設に配置されている里親推進支援員と連携し、保護者への丁寧な説明に努め、里親への委託を増加させていく。また、登録済みの里親を対象とした研修の企画と実施により里親の資質向上を図り受け皿の整備を行う。